

施策カルテ

1 施策の位置付け

担当課 生活衛生課

総合計画 政策の柱	市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	日常生活の安心感を高める	取組の 基本方向	「日常生活の安心感を高める」ため、犯罪の未然防止の環境づくりのための「防犯対策の充実」、交通の安全確保のための「交通安全対策の充実」、火災等の被害の軽減や救急救助効果の向上のための「消防力・救急救助体制の充実」、災害への対応能力を高める「危機管理体制・危機対応能力の充実」、消費者被害の未然防止や救済対策の推進のための「消費生活の向上」、食品危害の未然防止のための「食品の安全性の向上」、健康危機の未然防止や拡大防止のための「健康危機管理対策の強化」、日常生活の衛生水準向上を図る「生活衛生環境の向上」、重点的に取り組みます。	政策目標 (基本施策目標)	地域社会や事業者、行政が連携して日常生活を取り巻くさまざまな危機に対応し、市民が、安全で安心した生活を送っています。
--------------	---------------------------	----------------	--------------	-------------	---	------------------	--

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

①施策名	食品の安全性の向上						④ 施策の達成状況	H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	達成率 (%)
	② 施策目標							指標① (総合計画に基づく指標)	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
② 施策目標	市民が安全な食生活を送っています。						食品営業施設の監視率	-----	89.4	90.0	90.6	91.3	92.5	94.8%
③ 施策を 取巻く環境	国・県等の 動向	国においては、食肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒の死亡事故を受け、罰則を盛り込んだ衛生基準の改正を検討しており、食品の安全確保に向けた取組が進められている。 福島第一原子力発電所の事故により、野菜や牛肉等から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、一部出荷制限の措置がとられた。				指標②	-----	88.3	88.0	87.7	-----	-----		
	外部意見 その他	平成22年5月、宇都宮市食品安全懇話会において、「宇都宮市食品自主衛生管理認証制度」について、認証施設数をより一層、増加させるためには、認証の取得が食品事業者にとって大きなメリットにつながることを周知する必要があるとの意見が出された。 ※宇都宮市食品自主衛生管理認証制度：食品事業者が自主的に衛生管理マニュアルを作成し、市が定めた基準に適合する衛生管理を行っている施設を認証する制度				指標③	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
	指標④ (特記事項)					指標④	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
⑤ 市民意識調査結果		市民の 施策満足 度	39.1%	市民の 施策重要 度	84.9%	達成度 (単年度目標)	● 達成している (90%以上)	概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	平成24年度の施策指標の数値目標達成に向け、危害度の高い製造販売施設の重点的監視を行うなど、計画的かつ効果的な監視指導が実施できた。	⑦ 現状分析と課題の抽出 (③⑤⑥を踏まえた分析)	成果が見られる点	・食品の安全を確保するため、食品製造施設や飲食店等へ立ち入り、衛生指導を行うとともに、流通食品等の抜き取り検査を実施し、不良食品の排除を行うなど、食品による健康危害の防止が図られた。 ・食品事業者による苦情食品等の自主回収や自主衛生管理認証を取得する施設の増加などにより、食品事業者の自主衛生管理の促進が図られた。 ・牛や豚等のと畜検査を適正に実施し、食用不適の食肉を排除するなど、食肉の安全確保が図られた。
⑥ 施策の評価		必要性・緊急性 (住民・社会ニーズ)	● 増加している	横ばい	減少している	説明	食品の安全確保を求める市民・社会からの要請は依然として強く、宇都宮市食品安全条例に基づく健康危害の未然防止の推進が求められている。	改善の必要な点	・食品の安全を揺るがす事案が相次ぐ中、市民の食品に対する関心が高まっていることから、より一層、食品の安全・安心の確保を図っていく必要がある。 ・全国的に、鶏肉からカンピロバクター（食中毒菌）が高率に検出されている状況があることから、生食で鶏肉等を提供している施設への監視指導を強化する必要がある。					
		適切性 (適切な事務事業の選択、実施)	● 十分である	不十分な事業が一部ある	不十分な事業が複数ある	説明	食品営業施設への効果的・効率的な監視指導や流通食品等の抜き取り検査の実施、講習会等による食品安全知識の普及啓発など、食品の安全性の向上を図るために必要な事業を推進している。							
		有効性 (政策目標への効果)	● 十分である	やや不十分である	不十分である	説明	食品事業者による自主衛生管理の取組の促進、市民への食品危害情報提供の推進及びリスクコミュニケーションなどを積極的に推進しており、これらの事業は、食品の安全確保に十分な効果をあげている。							

3 今後の取組方針

⑧ 取組の 考え方	総論	食品営業施設への監視指導や食品検査体制を一層充実し、宇都宮市食品安全条例に基づく「宇都宮市食品安全推進計画」に掲げる食品事業者の自主衛生管理や生産から消費に至る関係者が相互に理解を深めるためのリスクコミュニケーションの実施、市民への食品危害情報の提供など、各事業を着実に推進するとともに、突発的な事案にも的確に対応できるよう、食品の安全確保対策の充実強化を図る。	⑨ 政策評価 会議意見	同さ
	重点事業	食品の安全を確保するため、「食品健康危害防止対策」や「食品安全知識普及啓発事業」において、食品事業者による一層の自主衛生管理の促進を図るとともに、市民の食品に対する安心感を高めるため、わかりやすい情報を積極的に提供していく。また、食品営業施設への監視指導を実施しているが、生肉や加熱不足の肉を原因とする食中毒発生のリスクは高いことから、生食用食肉の取扱い施設への監視指導の強化や食肉の生食によるリスク啓発などにより、食肉の生食による健康危害の防止強化を図る。		
	見直し事業	国の生食用食肉の衛生基準改正などを踏まえ、食肉の生食による健康危害の防止を図るため、「宇都宮市食品衛生監視指導計画」に生食用食肉を取扱う施設への監視指導の強化を盛り込む。		

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H21	H22	H21	H22	重点度 (A~C) ※施策目標 に対する 寄与度	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値	事業費 (千円)	事業費 (千円)			
1	食品衛生監視指導業務 担当課 生活衛生課	食品営業施設及び集団給食施設等の営業許可対象外施設	H8	監視件数	7,200	7,250	3,778	3,922	A	継続	効果的かつ効率的な監視指導や食品の抜き取り検査による不良食品の排除などにより、食品による健康危害防止が図られることから、今後とも継続して実施していく。
					7,038	7,014					
2	食品健康危害防止対策 担当課 生活衛生課	食品関連事業者	H14	食品衛生講習会開催数	60	60	4,618	4,367	A	継続	食品事業者への自主衛生管理を促進するとともに、食品危害情報のメール配信により、不良食品の速やかな回収を促すなど、今後とも食品の健康危害防止に取り組んでいく。
					47	44					

様式 2

3	自主管理体制の強化推進事業負担金		食品関係営業施設	H8	食品衛生指導員による巡回指導件数	4,400	4,400	3,139	2,923	A	継続	食品衛生指導員の指導育成により、食品衛生事業者の衛生管理及び施設基準等の遵守、食品自主検査の奨励などが推進されることから、今後とも継続して実施していく。
	担当課	生活衛生課				3,633	3,266					
4	食品安全知識普及啓発事業		消費者	H8	出前講座開催数	20	20	1,122	964	A	継続	市民の食品にかかる不安解消のためには、食品に関する正しい知識を普及させ、消費者自身が食品の安全性について適切に判断できることが必要であることから、効果的な手法を検討しながら継続して取り組んでいく。
	担当課	生活衛生課				13	23					
5	食肉衛生検査業務		と畜場に搬入される牛、豚、馬、めん羊、山羊	H8	と畜検査頭数	251,230	255,470	40,694	39,328	A	継続	食肉の安全性を確保するため、適正なと畜検査を実施するとともに、BSEの特定危険部位及び細菌等による枝肉汚染防止対策を推進していく。
	担当課	食肉衛生検査所				268,535	255,849					
6	食品衛生検査施設信頼性確保		食品衛生法第29条第2項の規定による食品衛生検査施設	H9	外部精度管理実施項目数	7	7	215	215	A	継続	食品検査の信頼性確保は必要不可欠であり、検査の高度化等に適切に対応するため、関係課と調整しながら精度管理を強化していく。
	担当課	保健福祉部保健所総務課				7	7					
7	検査機器管理事業		食肉衛生検査所の機器(100万円を超える)	H8	機器の更新件数	2	1	6,195	2,013	B	継続	適切な行政処分、と畜場の衛生管理指導に資するための機器等について、計画的に検査機器の更新を行い、適正な検査を実施していく。
	担当課	食肉衛生検査所				2	1					
施 策 事 業 費 合 計								59,761	53,732			